



(法令編)

No. 82

8月号

発行 三重県度会村 編集 総務課

(つづけておくと便利です。)

目次

条 例

○度会村課制条例……(条例第十三号)

(八月十三日公布)

○度会村条例第十三号

度会村課制条例

右公布する。

昭和四十二年八月十三日

三重県度会村長 浜岡 和一

度会村課制条例

度会村課室制条例(昭和四十年年度会村条例第十八号)の全部を改正する。

(課の設置)

第一条

地方自治法(昭和四十二年法律第六十七号)第五百五十八条第七項の規定に

基き、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の五課を置く。

総務課

税務課

民生課

産業課

土木課

(職制及び職務権限)

第二条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を

掌理し、部下職員を指揮監督する。

(総務課の事務)

第三条 総務課においては、次の事務をつ

かさどる。

- 一、秘書に関する事。
  - 二、儀式及び渉外に関する事。
  - 三、ほう賞及び表彰に関する事。
  - 四、議会、監査委員、選挙管理委員会、防犯委員会、教育委員会との連絡に関する事。
  - 五、宿日直に関する事。
  - 六、事務引継に関する事。
  - 七、広報に関する事。
  - 八、消防防災に関する事。
  - 九、自衛官募集事務に関する事。
  - 十、宗教法人に関する事。
  - 十一、人権擁護に関する事。
  - 十二、貯蓄奨励に関する事。
  - 十三、外国人登録に関する事。
  - 十四、統計に関する事。
  - 十五、庁内各課間の連絡調整に関する事。
  - 十六、公印の管理に関する事。
  - 十七、文書の收受発送に関する事。
  - 十八、文書の編さん保存に関する事。
  - 十九、条例規則等の審査及び整備に関する事。
  - 二十、条例規則等の公布及び公表に関する事。
  - 二十一、事務処理合理化の促進に関する事。
  - 二十二、職員の定数配置に関する事。
  - 二十三、職員の任免、服務及び監督に関する事。
  - 二十四、職員の研修に関する事。
  - 二十五、職員の福利厚生及び職員団体に関する事。
  - 二十六、職員の健康管理に関する事。
  - 二十七、市町村職員共済組合に関する事。
  - 二十八、行政組織及び職制に関する事。
  - 二十九、財政計画及び財政調査に関する事。
  - 三十、予算編成及び予算統制に関する事。
  - 三十一、村債及び一時借入金に関する事。
  - 三十二、地方交付税に関する事。
  - 三十三、財政状況の公表に関する事。
  - 三十四、村有財産の処分管理に関する事。
  - 三十五、財産台帳の整備及び村有財産の保険契約に関する事。
  - 三十六、その他管財に関する事。
  - 三十七、戸籍住民登録に関する事。
  - 三十八、印鑑登録に関する事。
  - 三十九、印鑑、身分、居住証明に関する事。
  - 四十、人口動態調査に関する事。
  - 四十一、埋火葬許可に関する事。
  - 四十二、その他他課の所管に属しないこと。
- (税務課の事務)
- 第四条 税務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一、村税の賦課徴収に関する事。
  - 二、村税の減免に関する事。
  - 三、土地、家屋台帳の整備に関する事。
  - 四、固定資産の評価に関する事。
  - 五、固定資産評価審査委員会に関する事。
  - 六、税関係の諸証明に関する事。



- 七、納税意識の啓蒙普及に関すること。
- 八、徴収の嘱託及び受託に関すること。
- 九、納税報奨金に関すること。
- 十、国税及び県税との連絡に関すること。

(民生課の事務)

第五条 民生課においては、次の事務をつかさどる。

- 一、生活保護に関すること。
- 二、児童福祉に関すること。
- 三、母子福祉に関すること。
- 四、身体障害者福祉に関すること。
- 五、精神薄弱者福祉に関すること。
- 六、老人福祉に関すること。
- 七、民生委員に関すること。
- 八、保育所に関すること。
- 九、戦傷病者、戦ぼつ者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- 十、被災者の救済に関すること。
- 十一、国民健康保険事業に関すること。
- 十二、国民年金に関すること。
- 十三、保健衛生に関すること。
- 十四、母子健康センターに関すること。
- 十五、診療所に関すること。
- 十六、簡易水道に関すること。
- 十七、その他社会福祉、保健衛生全般に関すること。

(産業課の事務)

第六条 産業課においては、次の事務をつかさどる。

- 一、農林水産業、畜産及び蚕業に関すること。
- 二、農林水産業、その他産業の振興に関すること。
- 三、農作物の病虫獣害の防除に関すること。

- 四、家畜の改良、増殖及び保健に関すること。
- 五、食糧管理及び配給に関すること。
- 六、農業委員会との連絡に関すること。
- 七、農林、水産、畜産関係諸団体との連絡調整に関すること。
- 八、商工鉦業の振興助成及び連絡に関すること。
- 九、農林金融及び中小企業金融に関すること。
- 十、村有林の管理造成に関すること。
- 十一、計量器に関すること。
- 十二、土地改良区との連絡に関すること。
- 十三、耕地事業の調査及び計画に関すること。
- 十四、その他耕地事業に関すること。

(土木課の事務)

第七条 土木課においては、次の事務をつかさどる。

- 一、道路、橋梁及び河川等の新設、維持管理補修に関すること。
- 二、道路、河川台帳等の整備に関すること。
- 三、林道に関すること。
- 四、災害復旧に関すること。
- 五、工事請負の契約及び監督に関すること。
- 六、建築物の規制に関すること。
- 七、村有建物の営繕に関すること。
- 八、治水、砂防に関すること。
- 九、交通安全施設の整備に関すること。
- 十、建築及び住宅に関すること。
- 十一、村有財産及び用地の登記事務に関すること。

十二、その他、土木及び建築事業全般に関すること。

附 則

1 この条例は、昭和四十二年八月十三日から施行する。